

令和 7 年度 魚沼市一般廃棄物処理実施計画

令和 7 年 1 月

令和 7 年度魚沼市一般廃棄物処理実施計画について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、一般廃棄物（家庭系廃棄物（魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 21 年魚沼市条例第 25 号。以下「条例」という。）第 2 条第 5 号）、事業系一般廃棄物（条例第 2 条第 7 号））の適正な分別・収集・運搬・処理・再生・処分等の業務を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、下記のとおり必要な事項を定める。

記

I ごみ処理実施計画

1 ごみ処理実施計画の範囲

- (1) ごみ処理実施計画のうち、一般廃棄物の処理に係る事項はエコプラント魚沼の一般廃棄物処理区域である魚沼市及び南魚沼市大和地域を対象とし、一般廃棄物の収集・運搬に係る事項は魚沼市のみを対象とする。

- (2) 一般廃棄物は、家庭系廃棄物と事業系一般廃棄物に分け、家庭系廃棄物のみ収集・運搬を行なう。

収集区分は、次のとおりとする。

- ・燃やせるごみ
- ・燃やせないごみ
- ・容器包装プラスチック
- ・古紙類
- ・大型ごみ

- (3) 一般廃棄物の処理は、エコプラント魚沼、一般廃棄物処分委託業者、再資源化業者及び再生利用業者を指定して実施する。

- ① 次の廃棄物は、エコプラント魚沼において処分を実施する。

- ・燃やせるごみ
- ・燃やせないごみ
- ・大型ごみ

燃やせないごみ及び大型ごみからアルミ、スチールなど資源化物を抽出しリサイクルする。

- ・農業集落排水処理施設から発生する脱水汚泥

- ② 次の廃棄物は、一般廃棄物処分委託業者、再資源化業者及び再生利用業者に売却又は処理を委託し、処分を実施する。

- ・容器包装プラスチック
- ・古紙類
- ・古着類及び食器

- (4) 廃棄物の処分により発生した焼却残渣等の最終処分は、市外の民間事業者へ委託する。

2 計画期間

計画期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 ごみの排出抑制、再資源化

(1) ごみの排出抑制

ア 出前講座による勉強会を積極的に実施し、ごみの分別・排出抑制について住民意識を啓発する。

イ 市報等によるごみの分別及び3R推進の広報

ウ 「おいしい食べきり運動」による食品廃棄物の減量化の啓発

(2) 再資源化の方法

ア 燃やせないごみ

手選別による再資源物の回収として、スチール缶、アルミ缶、その他金属、空きビン、カレット（4色）、乾電池等を選別し、再資源化事業者へ引渡す。

イ 容器包装プラスチック

ペットボトル、白色トレイ、その他プラスチック容器は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）に基づき、収集運搬業者が直接指定された処理委託業者に搬入し、処理委託業者において中間処理を行い、処理委託業者から直接再資源化業者へ引き渡す。また、エコプラント魚沼へ自家搬入された容器包装プラスチックは、所定の場所へ保管し、処理委託業者へ引渡す。

ウ 古紙類

市の委託業者及び許可業者が収集運搬し、市が処理を委託する再資源化業者に直接引渡すものとする。また、エコプラント魚沼へ自家搬入される古紙類は、所定の場所へ保管し、再資源化業者へ引渡す。

エ 大型ごみ

不燃性大型ごみは、前処理で非鉄金属等の再資源化物を回収し、破碎後、磁選機により鉄分を回収して再資源化事業者へ引渡す。

可燃性大型ごみは、金属部分を回収し、破碎又は切断処理後に焼却処理する。

オ 小型家電

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に基づき、燃やせないごみ及び大型ごみから特定対象品目を選別し、国の認定事業者へ引渡す。

カ 水銀使用製品

大型ごみ（有害物）として回収し選別後、再資源化業者へ引渡す。

キ 古着類

自家搬入のみとし、衣替えの時期など古着の入れ替えが多い時期に期間を設けて、拠点回収し、再利用業者へ引渡す。

ク 食器

効率的な回収を図るため古着類回収と同時期に実施し、再利用業者へ引渡す。

ケ 農業用マルチシート

自家搬入のみとし、所定の場所へ保管し、再資源化業者へ引渡す。

(3) 再資源化の量

(単位：t／年)

資源ゴミの種類		回収量
金 属 類	スチール缶、アルミ缶、その他	275
ガ ラ ス 類	無色、茶色、黒色、青・緑色その他のビン	200
乾 電 池	マンガン、アルカリ乾電池	15
容器包装プラスチック類	ペットボトル、白色トレイ、その他プラスチック容器	80
古 紙 類	新聞紙、段ボール、その他紙類（3分別）	775
小 型 家 電	特定対象品目	10
水銀使用製品	蛍光管、体温計、温度計、血圧計	5
古 着 類	衣類、毛布、その他雑品（靴、カバンなど）	35
食 器	陶器製、木製、金属製、ガラス製の食器	15
農業用マルチ	農業用マルチフィルム（シート）	10

4 家庭系廃棄物

家庭系廃棄物は、市が収集運搬業者に委託し行うことを基本とし、個人が自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者への依頼による処理施設への運搬も可能とする。

(1) 収集運搬の範囲

・廃棄物処理法第6条の2を適用し収集運搬業務を業者委託する。

① 廃棄物の種類 全種

② 収集区域 市内全域

・面積 946.76 km²

・人口 32,522 人（令和6年12月31日現在）

(2) 収集の方法

ア 収集回数及び方式

区 分	分 別 収 集				
	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源ごみ		大型ごみ
			古紙類 容器包装 プラスチック	古着類 食器	
収集回数	2～3回/週	2～4回/月	2～4回/月	不定期	2回/月 (予約制)
収集方式	ステーション (※一部戸別) 自家搬入	ステーション (※一部戸別) 自家搬入	ステーション 自家搬入	自家搬入	戸別収集 自家搬入

※地域により収集回数が異なる。

イ 収集形態

区 分	収 集 形 態
燃 や せ る ご み	委 託
燃 や せ ない ご み	委 託
容器包装プラスチック	委 託
古 紙 類	委 託
大 型 ご み	委 託
古 着 類	自家搬入
食 器	自家搬入

ウ 排出方法

- 市が指定するごみ処理券付容器等取扱店で販売しているごみ処理券付容器（指定ごみ袋等）を使用する。

ごみ処理券付容器等取扱店 117 店舗（令和 6 年 12 月 31 日：南魚沼市大和地域を含む）

- 「ごみの分け方・出し方ガイドブック」及び「家庭ごみ収集カレンダー」に定めた内容のとおり排出する。
- 居住地区等で指定された場所に排出し、他の場所に出してはならない。

エ 大型ごみの収集

- 予約による戸別収集とし、委託業者により毎月 2 回収集する。また、自家搬入及び許可業者の搬入も受入れる。

5 事業系一般廃棄物

(1) 収集運搬

事業系一般廃棄物は事業に伴い排出されるため、それぞれの排出事業者が自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼し、処理施設に運搬する。

(※ただし、事業系一般廃棄物のうち市の定める処理券付容器(指定袋)に入れて排出されたものに関しては、家庭系廃棄物の収集運搬業務に支障のない範囲内において、市が委託する家庭系廃棄物の収集運搬業務に合わせ収集運搬を行うことができる。)

(2) 分別区分及び資源化

事業系一般廃棄物は、家庭系廃棄物に準じて分別を行い、資源物となる廃棄物の処分は市内で行うよう協力を求める。また、事業者に対しごみの減量化の啓発を行うため作成した「事業系廃棄物分け方・出し方ガイドブック」の活用を図る。

6 一般廃棄物収集・運搬業の許可(廃棄物処理法第7条)

(1) 許可の方針

一般廃棄物の収集運搬は、現行の処理体制において適正処理が確立されていることから、原則として新規の許可は行わない。

ただし、処理困難な廃棄物が発生する場合及び大幅に一般廃棄物の発生量が増える場合にはこの限りではない。

(2) 廃棄物処理法第7条許可業者

	業者名	収集 運搬	処分	取扱廃棄物 の種類	区域指定
	事務所の所在地				
1	(有)穂積屋清掃社 魚沼市和長島 88	○		a . b . c . d . e . f	市内全域
2	魚沼廃棄物興産(株) 南魚沼市余川 1583	○		a . b . c . d . e . f	市内全域
3	(株)小出環境サービス 魚沼市七日市 416-1	○		a . b . c . d . e . f	市内全域
4	(株)大和環境 南魚沼市黒土新田 450-6	○		a . b . c . d . e . f . g (フロンガス回収)	市内全域
5	(有)アサヒ環境開発 南魚沼市南田中 372-1	○		a . b . c . d . e	小出 湯之谷
6	(株)南沢商会 魚沼市下倉 55-1	○	○	a . b . d . e	市内全域
7	(株)新生 魚沼市下倉 1627	○	○	d	市内全域
8	(株)ネスコ・メンテナンス新潟 長岡市喜多町 138-1	○		a . b . c	堀之内、小出 (特定施設)
9	広神収集社 魚沼市中島 792-2	○		a . b . c . d . e	堀之内、小出 湯之谷、広神
10	(株)丸和興業 魚沼市大石 8-1	○		a . b . c . d . e	堀之内

【廃棄物の種類】 a : 燃やせるごみ、b : 燃やせないごみ、c : 容器包装プラスチック、
d : 古紙類、e : 大型ごみ、f : 廃家電、g : その他

	業者名	収集 運搬	処分	取扱廃棄物 の種類	区域指定
	事務所の所在地				
11	(株)ニットク 魚沼市下倉 525	○	○	g (木くず)	堀之内 小出、広神
12	(株)雪国環境サービス 南魚沼市南田中 372-1	○		a . b . c . d . e	湯之谷
13	(株)アルプスビジネスクリエーション 魚沼市小出島 1177	○		a . b . c . d . e	小出 (特定施設)
14	(有)青島クリーンセンター 魚沼市青島 966-1	○		a . b . c . d . e	小出
15	森下企業(株) 湯沢町大字神立 130		○	g ダム流木 (破碎処理)	電源開発(株) 管理ダム湖
16	(株)仲丸組 魚沼市田中 796-乙	○	○	g (ダム流木)	市内全域 (特定施設)
17	(株)佐藤工業所 魚沼市三沢 702	○		a . b . c . d . e	守門
18	新貞建設工業(株) 魚沼市穴沢 892-1	○		a . b . c . d . e	入広瀬
19	大沢収集組合 魚沼市大沢 176-1	○		a . b . c . d . e	湯之谷
20	ヒマワリ合同会社 魚沼市七日市 220-1	○		a . b . c . d . e	湯之谷
21	奥只見道光高原リゾート(株) 魚沼市東中 785	○		g (草、枝葉)	堀之内 広神
22	(株)戸田組 魚沼市葦沢 204-8	○		a . b . c . e . f . g (流木、木くず、 枝木、草木)	市内全域
23	(株)伸成技工 魚沼市七日市 270-5	○		g (ダム流木)	電源開発(株) 管理ダム湖
24	井口建設工業(株)黒又川出張所 魚沼市穴沢 1450-1	○		g (ダム流木)	電源開発(株) 管理ダム湖
25	グリーン運輸(株) 魚沼市青島 1180	○		g (ダム流木)	電源開発(株) 管理ダム湖

【廃棄物の種類】 a : 燃やせるごみ、 b : 燃やせないごみ、 c : 容器包装プラスチック、
d : 古紙類、 e : 大型ごみ、 f : 廃家電、 g : その他

7 中間処理

(1) エコプラント魚沼の処理及び中間処理施設の概要

施 設 名	エコプラント魚沼		
施設所在地	新潟県魚沼市中島 707 番地 1		
種 別	焼却施設	不燃物施設	大型施設
処 理 方 式	准連続（流動床）方式	手選別式	破碎圧縮式
公 称 能 力	95 t / 日 (47.5 t / 16 h × 2 炉)	3.91 t / h	0.69 t / h
計画処理量	15,805 t / 年	645 t / 年	1,155 t / 年
稼働日数	362 日	352 日	352 日
1 日平均処理量	44 t / 日	2 t / 日	3 t / 日

(2) 年間計画処理量 18,630 t (魚沼市 13,755 t 南魚沼市大和地域 4,875t)

※ エコプラント魚沼の処理及び中間処理

ア 燃やせるごみ 15,805 t (魚沼市 11,405 t 南魚沼市大和地域 4,400 t)
 イ 燃やせないごみ 645 t (魚沼市 465 t 南魚沼市大和地域 180 t)
 ウ 大型ごみ 1,155 t (魚沼市 935 t 南魚沼市大和地域 220 t)
 エ 古紙類 155 t (魚沼市 125 t 南魚沼市大和地域 30 t)
 オ 農業用マルチシート 10 t (魚沼市 5 t 南魚沼市大和地域 5 t)
 計 17,770 t (魚沼市 12,935 t 南魚沼市大和地域 4,835 t)

※ 処分許可業者で中間処理及び処分するもの

カ 古紙類 620 t (魚沼市のみ)

※ 処分委託業者で中間処理するもの

キ 容器包装プラスチックごみ 190 t (魚沼市 150 t 南魚沼市大和地域 40 t)
 ク 古着類 35 t
 ケ 食器 15 t

(3) エコプラント魚沼における一般廃棄物に合わせ処理のできる産業廃棄物は次のとおりとし、処理委託契約を行った事業者の排出物のみとする。

ア 紙くず（魚沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成 21 年魚沼市規則第 13 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 号）
 イ 木くず（規則第 3 条第 2 号）
 ウ 廃プラスチック類（規則第 3 条第 3 号）
 エ 動植物性残渣（規則第 3 条第 4 号）
 オ 汚泥（魚沼市産業廃棄物処理事務取扱要領（令和 4 年魚沼市訓令第 19 号。以下「要領」という。）第 2 条第 1 号）
 カ ガラスくず（要領第 2 条第 2 号）
 キ 感染性廃棄物（要領第 2 条第 3 号）

(4) 災害その他特別の事情があると認め処理手数料の減免を行う対象者及び対象とする廃棄物は、次のとおりとする。（条例第 21 条関係）

- ア 魚沼市生活環境保全条例(平成 22 年魚沼市条例第 13 号)第 8 条に規定する環境の保全活動を実施する者が回収する魚沼市ごみの散乱及びふん害防止条例(平成 17 年魚沼市条例第 33 号)第 2 条第 1 号に規定する廃棄物
 - イ 震災、風水害等の自然災害によって被災した者が排出する当該被災により発生した廃棄物
 - ウ 火災により住宅又は家財に損害を受けた者が排出する当該被災により発生した廃棄物(解体及び運搬を業とする者が行う場合は除く)
 - エ 市長が特に認める排出者及び廃棄物
- (5) エコプラント魚沼で使用する薬品類
- ア 塩化水素除去用
 - ・高反応消石灰をバグフィルター手前に吹き込み
 - イ ダイオキシシン類削減用
 - ・ダイオキシシン類吸着用特殊粉末活性炭をバグフィルター手前に吹き込み
 - ウ 焼却飛灰の薬品(キレート剤) 重金属溶出防止処理
 - ・薬品(キレート剤)を添加し、混練成形後搬出
- (6) エコプラント魚沼の環境及び安全対策
- ア 職員等の職場における労働安全衛生に万全な対策を講ずる。
 - ・労働安全衛生講習会の実施
 - ・場内外清掃の励行
 - イ 排ガス、排水、悪臭、騒音及び振動等は公害規制法令で定められた規制基準値以内とする。
- (7) エコプラント魚沼のダイオキシシン類削減対策及び燃焼管理基準等
- ア 施設設備管理
 - ・年 2 回の点検整備修繕を実施し、各機器の機能及び能力維持
 - ・排ガス冷却設備の冷却能力の維持
 - ・排ガス処理設備の機能及び能力維持
 - イ 燃焼管理
 - ・廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条の 5 を遵守
 - ・ごみ質の均一化(ごみピット内、常時攪拌の励行)による適正負荷運転
 - ・適正な燃焼運転管理
 - ・立ち上げ、立ち下げ時間各 30 分以内の励行
 - ・燃焼温度 850℃以上の維持
 - ・一酸化炭素濃度(CO)の 1 時間平均 100ppm 以下の維持
 - ・集塵機入口温度 200℃以下の維持
 - ・煙突入口酸素濃度 12%維持による安定燃焼
 - ウ その他
 - ・臭気、騒音等の異常が認められた場合、または発生する恐れのある場合、速やかに関係機関と連携し、適正な対応を図るものとする。

8 最終処分

最終処分物(焼却残渣、不燃物残渣)は、市外の民間処分場(2箇所)へ委託し埋立処分とする。最終処分物は、放射性物質等の測定を行い異常値があった場合は関係機関と協議のうえ対応する。

(1) 最終処分物の搬出（委託）

- ・焼却飛灰 1,370 t（魚沼市 990 t 南魚沼市大和地域 380 t）
※ 焼却飛灰は焼却処理の約 12.0%
- ・可燃残渣 280 t（魚沼市 200 t 南魚沼市大和地域 80 t）
※ 可燃残渣は焼却処理の約 2.5%
- ・不燃残渣 310 t（魚沼市 220 t 南魚沼市大和地域 90 t）
※ 燃やせないごみ、大型ごみの約 22.1%
- ・炉砂等 140 t（魚沼市 100 t 南魚沼市大和地域 40 t）
- 計 2,100 t（魚沼市 1,510 t 南魚沼市大和地域 590 t）

(2) 処分委託先の状況

施設名称	エコポート最終処分場	小野ウェストパーク
所在地	山形県米沢市大字板谷 字四郎右エ門沢 773-1～2	福島県田村郡小野町大字南田原井 字大和久 169-2
面積	121,786 m ²	63,907 m ²
容量	4,120,000 m ³	1,101,180 m ³
残容量	1,887,000 m ³ (令和6年11月25日)	70,558 m ³ (令和6年11月30日)
水処理	360 m ³ /日	230 m ³ /日
予定数量	1,500 t/年(内訳:可燃残渣 1,200 t、不燃残渣 300 t)	600 t/年(内訳:可燃残渣 450 t、不燃残渣 150 t)
委託先	ジークライト㈱	㈱ウィズウェストジャパン
住所	山形県米沢市大字板谷 315 番地	埼玉県さいたま市 大宮区大成町 2-224-1

(3) 市所有の最終処分場跡地管理（魚沼市大浦新田地内）

- ・区画内の草刈り及び表土耕転を行い周辺環境に配慮する。
- ・埋立地の上流及び下流地下水の水質検査（一般項目、健康項目、ダイオキシン類）を年1回行う。

9 市民等に対する広報・啓発活動

- ア 市報、ホームページ等によるごみの分別及び3R推進の広報
- イ 出前講座による「ごみの分け方・出し方」勉強会の開催による指導と啓発活動
- ウ 生ごみ処理機器及びコンポストの活用による生ごみの減量化及び堆肥化の啓発
- エ 「おいしい食べきり運動」による食品廃棄物の減量化の啓発
- オ 市内小学生による施設見学でのごみ処理方法及びごみ減量化の啓発
- カ スマートフォン用ごみ分別アプリ「エコうお」の運用による分別区分等の周知啓発
- キ 事業者用「事業系廃棄物分け方・出し方ガイドブック」の活用による分別区分等の周知啓発

Ⅱ 生活排水処理実施計画

1 生活排水処理実施計画の範囲

- ア し尿の収集及び運搬
- イ 浄化槽汚泥の収集及び運搬
- ウ 上記の処理は下水投入方式（南魚沼市し尿等受入施設）

2 計画期間

計画期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 し尿及び浄化槽汚泥収集・運搬等

し尿及び浄化槽汚泥収集及び運搬等については次の(1)～(3)とする。

(1) 収集・運搬区域の範囲

ア 収集・運搬区域及び面積等

- ・収集区域 魚沼市全域
- ・面積 946.76 km²
- ・人口 32,522 人（令和6年12月31日現在）

イ 収集・運搬及び処理計画量

- ・し尿 485 kℓ ※地域別、月別の処理計画は、委託先と協議する。
- ・浄化槽汚泥 1,260 kℓ
- 合計 1,745 kℓ

(2) 収集及び運搬

ア し尿

- ・業務委託により行う。
- （収集区域） 市内全域

イ 浄化槽汚泥

- ・許可業者により行う。
- （許可業者） （収集区域）
- （株）魚沼市環境事業公社 市内全域
- 利根衛生設備(株) 尾瀬地区

ウ し尿及び浄化槽汚泥の運搬先

- ・南魚沼市し尿等受入施設（尾瀬地区を除く）

(3) 処理施設の状況

- ア 所在地 南魚沼市五日町1961番地9
- イ 受入先 南魚沼市し尿等受入施設
- ウ 処理方式 下水投入方式（汚泥処理工程投入）
- エ 処理能力 71kℓ/日
- オ 運転開始 平成30年4月

4 市民に対する広報・啓発活動

- ア し尿、浄化槽世帯への下水道接続の促進
- イ し尿、単独浄化槽世帯に対し生活排水の浄化等の啓発